

令和3年6月23日判決言渡 同日原本領收 裁判所書記官

平成31年(ワ)第268号 損害賠償請求事件

口頭弁論終結日 令和3年4月21日

判 決

5 兵庫県赤穂市加里屋98番地16

原 告

公益社団法人日本パワーリフティング協会

同代表者代表理事

古 城 資 久

同訴訟代理人弁護士

萩 原 達 也

10 同復代理人弁護士

中 井 和 也

被 告

[Redacted]

同訴訟代理人弁護士

[Redacted]

主 文

15 1 原告の請求をいずれも棄却する。

2 訴訟費用は原告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

(主位的請求)

20 被告は、原告に対し、394万8660円及びこれに対する別紙1遅延損害金計算表「金額」欄記載の各金員に対する同表「日付」欄記載の日から各支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

(予備的請求)

25 被告は、原告に対し、358万9691円及びこれに対する別紙1遅延損害金計算表「金額」欄記載の各金員に対する同表「日付」欄記載の日から各支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

第2 事案の概要

本件は、公益社団法人である原告が、かつて原告の専務理事を務めていた被告が、その地位を利用して原告から不当に金銭の支払等を受けたなどと主張し、主位的に不法行為に基づく損害賠償として、予備的に不当利得に基づき、被告が取得した金銭の返還（主位的請求は弁護士費用を含む）及びこれに対する各金銭の出金日から各支払済みまで民法（平成29年法律第44号改正前のもの。以下同じ。）所定の年5分の割合による遅延損害金又は利息の支払を求める事案である。

1 前提事実（当事者間に争いがないか、後掲各証拠又は弁論の全趣旨によって容易に認められる事実）

- (1) 原告は、パワーリフティング競技の普及・振興事業等を目的とする公益社団法人である。原告は、平成25年4月1日に公益社団法人となった。
- (2) 被告は、平成27年4月から平成29年4月13日まで、原告の専務理事を務めていた者であり、経理を担当していた。なお、専務理事は、会長及び副会長を補佐し、原告の業務を執行するとされている（甲1。原告の定款第21条4項）。

被告は、平成30年9月16日、原告から除名処分を受けた。

- (3) [REDACTED]は平成25年5月25日から平成30年7月21日まで原告の理事長の地位にあった者である（以下「[REDACTED]元会長」という。）。
- (4) 原告の定款には、概要、以下の定めがある（甲1）。

第25条1項 理事及び監事は無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、社員総会において定める総額の範囲内で、社員総会において別に定める報酬・賞与その他の職務執行の対価としてこの法人から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

同条2項 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用を弁

することができる。

- (5) 原告の「役員報酬等及び費用に関する規程」(以下「本件規程」という。)には、概要、以下の定めがある(甲2)

第2条2号 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わない。又、費用とは明確に区分されるものとする。

3号 費用とは、職務の遂行に伴い発生する通勤手当、旅費(宿泊費を含む)及び手数料等の経費をいい、報酬等とは明確に区分されるものとする。

第3条 本協会の役員に報酬等は支給しない。

第4条 役員がその職務の遂行にあたって負担した費用については、当該費用の請求があり次第遅滞なく支払うものとし、前払を要する場合は、その旨の申請理由を確認した上で、職務の遂行前に申請のあった役員に支払うものとする。

- (6) 原告の「旅費、日当等に関する規程」には、以下の定めがある(甲14)。

ア 第2条2項 交通費は実費を支給する。後略

イ 第3条1項 役員及び委員が次に定める公務に携わる場合に、旅費を支給する。

　(1) 社員総会及び理事会への出席

　(3) 会長が旅費等を支給すると承認した会議及び事業への出席又は参加

ウ 第4条 旅費のうち鉄道運賃、・・・バス運賃については、出張する役員の住所地に最も近い主要駅を起点として、公務の場所に最も近い主要駅までの区間までであって、最も経済的且つ効率的な経路及び交通手段により算出した金額とする。

- (7) 原告の「国際大会日本選手団役員の派遣支給基準」(甲13。以下「派遣費基準」という。)には、団長には15万円を支給し(3条)、理事会の審議によ

り日本選手団のメンバーが承認された場合、派遣費は、原則として、選手団の出国前に、国際委員会から選手団役員に支給される（4条1項）。

2 爭点及び争点に関する当事者の主張

(1) 被告が原告の金銭を横領したか（争点(1)－主位的請求関係）

【原告の主張】

被告は、正当な権限がないにもかかわらず、以下のとおり、合計358万9691円の金銭を受領し、費消した。被告は、原告の金銭管理にかかる一切の権限を有しており、[REDACTED]事務局長に指示し、原告の口座から出金させ、受領していたかかる被告の行為は横領にあたる。

ア 謝金、作業費用名目 84万2000円

原告の定款25条1項は、役員の報酬及び費用に関する規程により、理事には職務遂行の対価として金銭を受領する権限がないにもかかわらず、被告は、理事の日当である謝金、作業費用として合計84万2000円を不正に取得した。

イ 使途不明金 142万円

被告は、以下の金員を原告の預金口座から引き出し、又は他の口座に振り込んで不正に取得した。

(ア) 平成28年9月20日 10万円

(イ) 同月29日 15万円

(ウ) 平成29年9月25日 20万円

(エ) 同月28日 97万円

なお、被告は、(イ)の15万円について、未払の団長手当を受領したものであると主張するが、否認する。また、被告は、(エ)の97万円は未払であった謝金を一括して受領したものであると主張するが、前記アのとおり、謝金は支給根拠を欠くものである。

ウ 國際大会の仮払金 56万0166円

原告は、被告に対し、国際大会の仮払金合計256万2699円を支払った。同額から現地で使用した経費と返金額を控除した上記56万0166円について、被告は原告に返還義務を負う。

被告が未払の団長手当135万円の支払請求権を有するとの主張は争う。被告が平成29年に団長としての立場で国際大会へ9回赴いたこと自体は否定しないが、いずれも原告理事会による正式な承認手続を経ておらず、被告には団長手当を受給する正当な権限がない。

エ 飲食費 74万8975円

被告は、業務上必要がないのに飲食を繰り返し、原告から上記額を支出させた。

オ 交通費 1万8550円

被告は、業務上の必要がないのに、平成29年4月18日から同年7月14日までの間に、上記額を交通費として支出した。

選手団の空港への見送りは個人的な都合によるものにすぎない。仮に原告の業務と関連があるとしても、タクシーではなく公共交通機関を使用すべきである。

カ 原告は、上記アからオの合計358万9691円の損害を被った。また、本件訴訟追行のために要した弁護士費用として、上記額の1割である35万8969円も損害となる。

【被告の主張】

原告の主張は否認し、争う。被告が原告の金銭を横領した事実はなく、いずれも正当な目的で支出し、又は受領したものである。

ア 謝金及び作業費用について

被告が、謝金及び作業費として合計84万円を受領したことは認め、これが横領にあたることは争う。

(ア) 被告は、常勤の理事として毎日のように原告の本部に赴き業務をして

いた。被告が理事に就任する以前から、原告においては、理事及び監事に対し、交通費・移動費等の実費相当分として日額3000円が支給されており、「謝金」と呼ばれていた。したがって、業務の対価たる報酬ではなく、本件規程2条3号の費用に該当する。

費用の具体的金額は明確に定められておらず、同規定6条により、その詳細は理事会にて協議することとされているのであって、原告の理事会に一定の裁量がある。原告においては、費用を実費ではなく概算金額として日額3000円が支払われていたが、これは、実費による清算業務の煩雑さを避け手続を簡略化する必要から行われたものであり、1日あたりの経費金額としての妥当性及び職務遂行の対価としてみられない程度の金額として、上記額を設定したものである。このように、費用を概算で支払うこと及びその金額については合理性があり原告の裁量の範囲内であるということができる。

(イ) 平成29年10月2日に受領した5万円は、被告が、原告本部において、ユニフォーム及びTシャツの詰め込み作業やデータ入力という、通常の専務理事業務とは異なる作業に従事したため、■■元会長及び■■常務理事の承認を得て、1時間1000円の割合による対価を受領したものである。これは、理事との業務とは全く異なり、外注費節約のために、原告が被告に業務委託をし、その対価を支払ったものである。

イ 使途不明金について

(ア) 平成28年9月20日に原告の口座から10万円を受領したことは認めめる。仮払金として支払を受けたものであるが、後記ウのとおり、これを原告に返還すべき義務はない。

(イ) 同月29日に15万円が被告の口座に入金されたことは認める。過去の国際大会の団長手当として支払われたものである。

(ウ) 平成29年9月25日に原告の口座から20万円が出金されたことは

認めるが、被告が受領したことは否認する。

(エ) 同月28日に97万円が被告の口座に入金されたことは認める。これは、別紙2未払謝金一覧表のとおり、被告に支払われるべき未払の謝金144万円の一部として受領したものである。被告は1か月あたり最低でも20日は原告の業務に1日4時間以上従事していたため、領収書のない月は業務日数を20日として計算した。

ウ 国際大会の仮払金について

まず、平成29年4月15日から同年12月2日までの間に支給された仮払金の合計は246万1800円である。そして、経費は178万6898円であるから、上記仮払金から控除すると58万4902円となる。

もっとも、被告は、平成29年に団長として、7回国際大会に派遣されており、105万円の団長手当を支給されるべきところ、これまでに60万円を受領したから、未払いの団長手当が45万円ある。これは上記仮払金の経費として差し引くべきである。

また、被告は、平成29年4月及び5月にも団長として国際大会に赴いており、団長手当30万円の請求権を有する。被告は、令和2年3月25日本件第5回弁論準備手続期日において、上記仮払金返還請求権(ただし、不当利得返還請求権として)と団長手当請求権30万円とを対当額で相殺するとの意思表示をした。

被告は、国際大会への選手団の派遣の際に、原告の理事会により団長に選任された。原告の派遣費規定及び派遣費基準4条1項の規定に鑑みれば、団長手当の支給は、選手団の役員(団長)として理事会の承認を経たときは当然に支給されることになっており、従前より、選手団役員の理事会承認とは別に団長手当支給に関する理事会承認が行われていた事実もない。

エ 飲食費について

否認する。原告の主張する金額を、被告が原告から清算金として受領し

た事実はない。

オ 交通費について

被告が、合計1万8550円を交通費の清算金として受領したことは認め
る。以下のとおり、交通費は原告の業務に関連して支出された費用である。

被告は、団長としての引き継ぎ、選手団への経費の受渡し、選手団に対する注意事項の伝達、原告本部で保管している試合で使用するラップドライバーや国旗等の器具の受渡し、公式ジャージ等の不足分の受渡しをするために空港へ赴く必要があった。また、上記の器具を運搬するためにはタクシーを利用する必要があったから、当時の原告では許容されていた。

カ 原告の損害は争う。

(2) 被告が原告の金銭を不当に利得したか（争点(2)－予備的請求関係）

【原告の主張】

被告が原告の金銭を横領したと認められないとしても、前記(1)のとおり、被告による金銭の受領はいずれも法律上の原因を欠くものであって、不当利得にあたる。被告は、法律上の原因を欠くことについて悪意であったから利息の支払義務を負う。

【被告の主張】

否認し、争う。前記(1)のとおり、原告が不当利得として主張する金員は、そもそも被告が受領していないか、正当な権限に基づいて受領したものである。

第3 爭点に対する判断

1 爭点(1)(被告による横領)について

(1) 謝金について

ア 前提事実及び証拠（後掲各証拠の他、甲27, 28, 乙9, 10, 12, 22, 証人[]、同[]、同[]元会長、同[]、同[]被告本人。ただし以下の認定に反する部分を除く）並びに弁論の全趣

旨によれば、以下の事実が認められる。

謝金は、昭和47年に原告の母体である社団法人日本パワーリフティング協会の設立時から支払われており、理事ら役員が、原告の東京本部において原告の業務に従事した場合に、交通費及び昼食代の実費の趣旨で支払われており、金額は遅くとも平成27年頃からは一律3000円とされ、役員の居住地や本部までの交通費の多寡は考慮されていなかった。

被告は、平成27年4月に理事に就任した後、自身が経営する会社の業務の傍ら、日中に原告の東京本部において、会計に関する業務の他、国際委員長、広報委員長として、国内外の団体との折衝や大会の運営、選手登録、ドーピング管理等の業務に従事していた。

被告は、平成29年2月13日から平成30年3月30日にかけて合計84万2000円の謝金を受領したが、それ以前の分にかかる謝金を受領していなかった。しかし、平成29頃に原告の元会員から、原告の業務に関して被告個人が訴えられ、これに訴訟費用の支出を余儀なくされたため、遡って謝金を受領することとし、[] 元会員や[] ら他の理事の了承を得て、平成29年9月28日に、平成27年4月から平成30年3月までの未払謝金144万円の一部として97万円を受領した。

イ 原告は、原告の定款上、理事は無報酬とされているにもかかわらず、被告が謝金名目で報酬を受領したものであり；不法行為が成立すると主張する。しかし、前記アに認定したところによれば、被告が原告の業務に従事した場合に、その内容や従事した時間にかかわりなく1日あたり3000円が支給されていたこと、被告が理事に就任する前からの原告における取扱いに照らすと、謝金は、理事の職務ないし地位に対する報酬ではなく、理事が原告の業務を現実に遂行した場合に、交通費や昼食代の負担を考慮して支給されるものであって、費用にあたると解するのが相当である。そして、日額3000円という金額も社会通念に照らし不當に高額であると

いうことはできない。そうすると、被告が謝金を受領したことが不法行為にあたるということはできない。

また、被告が、平成29年9月28日にこれまで受領していなかった謝金97万円を一括して支払いを受けるに際しては、[]元会長ら原告の理事が、被告が原告の業務に従事した日数を認めて支払を承認したと認められるから、被告が同額を不当に取得したということもできない。

したがって、被告による謝金の受領が横領にあたるとの原告の主張は採用することができない。

(2) 作業費について

証拠(乙22、被告本人)によれば、被告は、原告の経費削減のため、国際大会で選手が身につけるユニフォーム及びTシャツの発送作業やデータ入力作業に従事し、その対価として、[]元会長らの承認を経て、同年10月2日に5万円を受領したことが認められる。そもそも、上記作業が理事の職務であるとは解されず、被告が原告から上記業務を委託され、その対価として上記5万円を受領したと認められるから、不法行為にあたるとはいえない。

(3) 使途不明金について

証拠(乙5、6)によれば、平成28年9月20日に出金された10万円は、国際大会の仮払金として被告に支払われたと認められるから、同額の受領が不法行為にあたるとはいえない。

同月29日出金の15万円は、原告の経理上、国際大会の団長手当として支払われており(甲11)、原告がこれを受給したことが不法行為にあたるということはできない。

平成29年9月25日に出金された20万円が被告の手にわたったことを裏付ける証拠はない。

同月28日出金の97万円については、前記(1)のとおり、被告が謝金として受領したものであるから、不法行為とはいえない。

(4) 国際大会仮払金の返還未了分について

原告は、被告は、国際大会の仮払金として受領した256万2699円から経費等を控除した56万0166円の返還義務を怠っており、不法行為が成立すると主張する。

しかし、被告は、国際大会の仮払金として上記256万2699円を受領したのであるから、その一部を返還しないことが不当利得にあたる余地はあっても、直ちに不法行為が成立するということはできない。したがって、原告の主張は採用できない。

(5) 飲食費について

原告は、被告が、平成29年2月13日から同年9月28日にかけて個人的にした飲食代金を原告の経費として請求し、合計74万8975円を支払わせたと主張する。しかし、被告が上記の飲食代金を支払い、後に原告から清算を受けたことを裏付ける証拠はないから、原告の主張を採用することができない。

(6) 交通費について

ア 証拠（乙22、被告本人）によれば、以下の事実が認められる。

被告は、平成29年4月18日、選手団を羽田空港へ見送りのため、渋谷駅から羽田空港第2ビル駅まで電車を利用し、その往復運賃6380円（3190円×2）について、後に原告から支払を受けた。

同月20日、選手団を羽田空港へ見送りのため、渋谷駅から羽田空港第2ビル駅まで電車を利用し、片道運賃3190円について、後に原告から支払を受けた。

同年6月19日、選手団の見送り及び荷物の引継ぎをするため、被告の自宅付近から羽田空港までタクシーを利用し、その費用6270円について、後に原告から支払を受けた。

同年7月14日、原告の東京事務所がある東京都渋谷区神南から内閣府

公益認定等委員会のある港区虎ノ門まで、[]元会長とともにタクシーで移動し、その費用2810円について、後に原告から支払を受けた。

イ 被告は、選手団が出発する空港に赴いた理由について、専務理事として、国際大会に赴く際の注意事項を伝えたり、経費や国旗を渡したりする必要があった旨主張するところ、被告本人尋問における供述によれば、被告が選手団の団長として何度も海外遠征に赴いた経験を有すること、出発当日に全国各地から参集する団長と事前に面談して引継ぎをしたり、荷物を交付したりすることは困難であることが認められ、このような事情を考慮すると、被告が自ら空港に赴いて選手団長と引継ぎ等をする必要性がなかったということはできない。そして、空港までの交通手段として、平成29年6月19日を除いては公共交通機関を利用していること、同日については、選手団へ引継ぐ荷物として段ボール2箱を持参する必要があつたためにタクシーを利用したと認められるから、高額・過剰な交通費を請求したということもできない。

さらに、同年7月14日については、原告の所轄官庁に赴くために[]元会長とともにタクシーを利用したと認められるから、原告の業務に伴うものであるということができる。

ウ 以上のとおり、被告が原告から支払を受けた各交通費は、いずれも原告の業務に伴うものであり、その金額も不当に高額であるとは認められないから、各交通費について原告から支払を受けたことが不法行為にあたることはできない。

(7) 以上のとおり、原告の不法行為に基づく主張はいずれも理由がない。

2 爭点(2)(不当利得)について

(1) 前記1(1)～(3), (5), (6)において判示したのと同様に、被告が、原告から金銭を不当に利得したということはできない。したがって、原告の被告に対する不当利得返還請求権は認められない。

(2) 国際大会の仮払金について

ア 原告は、被告が国際大会の仮払金として受領した256万2699円から経費等を控除した56万0166円を返還せず、不当利得にあたると主張する。

この点について、被告は、国際大会の仮払金について、58万4902円の返還義務を負うことを認めつつ、他方で、国際大会の団長手当45万円が未払であるから同額については返還義務を免れる旨主張し、さらに、他にも未払団長手当30万円の支払請求権を有すると主張して、これを自動債権とする相殺の意思表示をした。

イ 証拠（甲6の2、乙7）によれば、被告が、平成29年4月から同年12月まで、国際大会に合計9回、団長として参加したことが認められる。前提事実(7)のとおり、原告の派遣費基準3条及び4条1項の規定に照らせば、理事会により、団長を含む選手団のメンバーが承認された場合には、団長手当15万円が原則として事前に支給されることになっていると認められる。そうすると、被告は、原告に対し、団長手当合計135万円から被告が受領したことを自認する60万円を除いた75万円の支払請求権を有することになる。

これに対し、原告は、被告が理事会において団長として承認された事実がないと主張し、証人[]はこれに沿う供述をする。しかし、被告が団長として現実に国際大会に赴いたことに照らせば、仮に原告の理事会において正式な承認手続がされなかったとしても、原告を団長として派遣することについて理事会が追認したと認めるのが相当である。

ウ なお、前記のとおり、被告は、未払団長手当のうち30万円について不当利得請求権に対する相殺の抗弁として主張しているが、弁論の全趣旨に照らせば、45万円についても、原告に対する仮払金の返還義務の範囲から控除されるべきものとして相殺を主張しているものと善解するのが相当

である。

したがって、原告の被告に対する仮払金返還請求権は存在しないこととなる。

3 まとめ

以上のとおり、原告の被告に対する不法行為に基づく損害賠償請求及び不当利得返還請求は、いずれも理由がない。

第4 結論

以上の次第で、原告の請求はいずれも理由がないからこれらを棄却することとして、主文のとおり判決する。

10 神戸地方裁判所姫路支部

裁判官

財 津 陽 子

遅延損害金計算表

A	B	C	D
内容	日付	金額	
謝金、作業費用	2017/2/13	¥60,000	
	2017/3/18	¥60,000	
	2017/5/15	¥69,000	
	2017/6/1	¥54,000	
	2017/7/5	¥81,000	
	2017/7/31	¥69,000	
	2017/9/1	¥60,000	
	2017/10/2	¥60,000	
	2017/10/2	¥60,000	
	2017/11/9	¥69,000	
	2017/12/1	¥57,000	
	2018/1/31	¥69,000	
	2018/3/30	¥84,000	
	合計	¥842,000	
内容	日付	金額	
使途不明金	2017/9/25	¥200,000	
	2017/9/28	¥970,000	
	2016/9/20	¥100,000	
	2016/9/29	¥150,000	
	合計	¥1,420,000	
内容	日付	金額	同席者
飲食費	2017/2/3	¥9,050	
	2017/2/4	¥21,850	
	2017/2/16	¥30,570	
	2017/2/25	¥37,860	
	2017/2/26	¥42,550	
	2017/2/26	¥7,514	
	2017/3/2	¥7,720	
	2017/3/5	¥7,904	
	2017/3/5	¥5,651	
	2017/3/20	¥5,292	
	2017/3/23	¥13,240	
	2017/3/28	¥15,240	
	2017/4/22	¥27,995	
	2017/5/12	¥3,690	
	2017/5/13	¥16,084	
	2017/5/13	¥3,639	
	2017/5/14	¥10,978	
	2017/5/27	¥17,442	
	2017/5/27	¥8,045	
	2017/5/29	¥12,580	
	2017/5/31	¥2,000	
	2017/5/31	¥24,860	
	2017/6/1	¥13,046	
	2017/6/1	¥13,454	
	2017/6/3	¥23,027	
	2017/6/8	¥2,790	
	2017/6/3	¥3,240	
	2017/6/5	¥6,240	
	2017/6/10	¥34,008	
	2017/6/18	¥12,310	
	2017/6/26	¥14,450	
	2017/7/3	¥22,100	
	2017/7/5	¥32,184	

A 内容	B 日付	C 金額	D 同席者
飲食費	2017/7/15	¥17,200	
	2017/7/16	¥29,073	
	2017/7/22	¥23,705	
	2017/8/2	¥12,117	
	2017/8/7	¥12,398	
	2017/9/2	¥42,798	
	2017/9/8	¥26,910	
	2017/9/9	¥3,800	
	2017/9/30	¥24,246	
	2017/10/2	¥20,970	
	2017/10/27	¥4,667	
	2017/10/28	¥5,378	
	2017/11/28	¥13,920	
	2018/2/15	¥1,600	
	2018/2/19	¥1,600	
合計		¥748,975	
A 内容	B 日付	C 金額	D
交通費	2017/4/18	¥3,190	
	2017/4/18	¥3,190	
	2017/5/20	¥3,190	
	2017/6/19	¥6,170	
	2017/7/14	¥2,810	
	合計	¥18,550	

以上

未払謝金一覧表

別紙2

年	月	業務日数	謝金合計
2015	4	20	60,000 円
	5	20	60,000 円
	6	20	60,000 円
	7	20	60,000 円
	8	20	60,000 円
	9	20	60,000 円
	10	20	60,000 円
	11	20	60,000 円
	12	20	60,000 円
	2016	1	60,000 円
	2	20	60,000 円
	3	20	60,000 円
	4	20	60,000 円
	5	20	60,000 円
	6	20	60,000 円
	7	20	60,000 円
	8	20	60,000 円
	9	20	60,000 円
	10	20	60,000 円
	11	20	60,000 円
	12	20	60,000 円
2017	1~12(甲3) ※但し、3月	213	639,000 円 (既払い)

	分及び12月 分は除く		
	3	20	60,000 円
	12	20	60,000 円
2018	1及び2月 (甲3)	51	153,000 円 (既払い)
	3	20	60,000 円
		謝金合計	2,232,000 円
		既払謝金(甲3)	792,000 円
		未払謝金	1,440,000 円

以 上

これは正本である。

令和3年6月23日

神戸地方裁判所姫路支部

裁判所書記官

西村 徹